

人材投資促進税制における教育訓練費の範囲

Q 平成17年度の税制改正において取り上げられた人材投資促進税制の適用について、先ず問題となるのは、「教育訓練費」の範囲です。この範囲について、税法上の規定はどうなっているのでしょうか。

A 青色申告書を提出する法人が、平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する各事業年度において、損金の額に算入される教育訓練費の額が、比較教育訓練費の額を超える場合には、その事業年度の法人税額からその比較教育訓練費の額を超える額の25%相当額の税額控除が認められる。青色申告書を提出する中小企業者の場合には、特例が設けられ、教育訓練費の増加率に応じて、その期の教育訓練費に一定率を乗じた額が税額控除できる。その控除限度額は、いずれの場合もその期の法人税額の10%相当額とする。

この対象となる教育訓練費の額は、各事業年度の損金に算入される教育訓練費の額であるが、その教育訓練費に充てるため、他の者から支払いを受ける金額があるときは、その金額を控除した金額とする。この教育訓練費は、企業がその使用人の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用で、その教育訓練の形態に応じ、次の区分に該当する費用である。

区 分	細 目
① 法人がその使用人に対して教育訓練を自ら行う場合	(1) その教育訓練を行う指導者に対して支払う報酬（その指導者からは、その法人の役員又は使用人である者を除く） (2) 法人の負担するその指導者の旅費 (3) 教育訓練計画の作成を、専門的知識を有する者に委託している場合に、その専門的知識を有する者に支払う費用（その専門的知識を有する者からは、その法人の役員又はその法人の使用人を除く） (4) 教育訓練施設の賃借料 (5) 教育訓練コンテンツの使用料
② 法人から委託を受けた他の者が教育訓練を行う場合	その委託者に対して支払う費用
③ 法人がその使用人を他の者が行う教育訓練に参加させる場合	その他の者に対して支払う授業料等、教育訓練費の対価として支払う費用
④ 法人が教育訓練の用に供する教科書の購入又は製作した場合（製作については他の者に委託して製作した場合に限る）	その購入又は製作のために他の者に支払う費用
(注1) ④で使用する教科書が①から③までの費用に含まれている場合は、④の費用には該当しない。	
(注2) その費用が減価償却資産である場合には、少額減価償却資産としてその事業年度の損金に算入されたものに限る。	
(注3) ①から④までの使用人からは、その法人の役員と特殊な関係のある者及び使用人兼務役員を除く。役員と特殊な関係にある者とは次の者をいう。 (1) 役員の親族 (2) 役員と婚姻と同様の事情にある者 (3) 役員から生計の支援を受けている者 (4) (2)及び(3)の者と生計を一にするこれらの者の親族	